

第十回 参議院法務委員会會議録第五号

昭和二十六年三月十三日(火曜日)

委員の異動

三月十二日委員工藤鉄男君辞任につき、その補欠として左藤義詮君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○裁判所職員定員法案(内閣提出)

○少年院法の一部を改正する法律案(宮城タマヨ君外三名発議)

○検察及び裁判の運営等に関する調査の件(青少年の犯罪防止問題に関する件)

午後一時五十五分開会

○委員長(鈴木安孝君) 只今より委員会を開きます。

本日は先ず裁判所法等の一部を改正する法律案及び裁判所職員定員法案の二案に対しまして政府の御説明を願います。

○政府委員(高木松吉君) 裁判所法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案の要点は、次の四項目に大別することができます。その第一は、家庭裁判所に家事調査官及び家事調査官補を置くこと、第二は、家庭裁判所の成人の刑事事件に関する裁判権を拡張すること、第三は、裁判所職員の官の級別を廃止すること、第四は、裁判官以外の裁判所職員に関する事項について規定を整備することであり、以下各項目について、順次その趣旨を御説明いたします。

第四部

法務委員会會議録第五号

昭和二十六年三月十三日【参議院】

先ず第一は家事調査官及び家事調査官補の制度の新設であります。家事審判及び家事調停の制度は、新民法の理念としておりますところの、個人の尊厳と両性の本質的平等とを基本として、家庭の平和と健全な親族の共同生活の維持促進を図るべき重大な使命を担っているものであります。この制度の発足以来、家庭に関する事件は、年々増加の一途をたどり、統計の示すところによれば、その増加の率は、毎年前年度の約六割に達している実情であります。而も、このような現象は、決して、終戦後における我が国の特殊な社会事情のみに基づく一時的なものではないのであります。今後国民の日常生活の中に新民法の精神が徹底普及され、これに随って、この種の事件は更にその数を増加することが予想されるのであります。家事調査官及び家事調査官補の制度は、これら家庭に関する事件の調査を一層十分に、その処理を一層懇切適正に、而も迅速にいたすことを期するものであります。家事調査官は、裁判官の命を受けて、家庭に関する事件の審判及び調停に必要な調査をつかさどり、家事調査官補は、家事調査官の事務を補助することをその職務としたのであります。この制度は、現在の裁判所調査官並びに少年調査官の制度が収めております成果に鑑み、その将来に大きな期待と希望とが寄せられるのであります。

第二は、家庭裁判所の成人の刑事事件に関する裁判権の拡張であります。現行制度の下におきましては、家庭裁判所は、その取扱う成人の刑事事件について罰金制を科することはできませんが、禁錮以上の刑を科することができず、禁錮以上の刑を科するのを相当と認めるときは、その事件を管轄地方裁判所に移送しなければならぬものとされております。併し、禁錮以上の刑を科するのが適当か否かをきめるためには家庭裁判所でも相当詳細に調査しなければなりません。そのようにして調査した結果約三割強の事件が地方裁判所に移送されておる実情であります。これがため、この種の事件は、家庭裁判所と地方裁判所とにおいて再度に亘つて審理されることとなり、ために訴訟の遅延を来たす結果を招来しておりますのでこれが改善を図り、家庭裁判所は、この種の事件について禁錮以上の刑を科することができ、禁錮以上の刑を科するの目的とするための改正を行うことになりましたのであります。

第三は、裁判所職員の官の級別の廃止であります。これは一般公務員については、すでに先般その官の級別が廃止されましたので、これに歩調を合わせるためのものであります。第四は、裁判官以外の裁判所職員に関する事項に関する規定の整備であります。裁判官以外の裁判所職員は、国家公務員法によりまして、昭和二十六年十二月末日まで一般職に属する職員とされておりましたが、明年一月一日からは特別職となります。関係上、現在同法において一般国家公務員について定められているような種類の事項は、別に法律を以て規定する必要

があるわけであり、そのため、その趣旨の規定を裁判所法の中に設けることにいたしましたのであります。この点についての特別法は、成案を得次第御審議をお願いしたいと考えております。

以上この法律案の内容の概略を御説明いたしました。何とぞよろしく御審議の程をお願いいたします。

次に裁判所職員定員法案の提案理由を御説明いたします。

この法律案は、裁判所の職員の定員に関する法律の全部を改正するものであります。実質的の改正の要点は次の二点でありまして、第一は事件の増加等に伴つて裁判所職員の定員を増加することであり、第二は、家事調査官等の定員を定めることであります。以下改正の要点について順次御説明いたします。

第一点の定員の増加のうちで、先ず申上げなければならないのは、刑事、民事、裁判官書記官及び裁判所書記官の増員であります。その大部分は家庭裁判所関係の職員であります。家庭裁判所において取扱います家庭に関する事件及び少年に関する事件は、現下の社会情勢を反映いたしました、ますます増加の一途をたどり、昨年中に受理した事件は一昨年に比較して約八割を増加し、家庭事件は三十六万余件、少年事件は九万五千余件の多きに上つております。更にこれに加えて、本年一月一日から、少年法の適用されます限界が満二十才未満まで引き上げられること

になりました結果、少年事件につき約二〇%の増加が予想されます。この新たな増加に合わせる満十八才以上二十才未満の年齢層の事件は、その取扱が特に困難なことが予想されているのであります。然るに、家庭裁判所の職員は、現在すでに相当の負担過重な状態にありますから、このような負担の増大に対処しましてその職員を増員いたそうとするのであります。

その他、地方裁判所における各職員の増員も含まれておりますが、これは主として民事事件の増加に対処するためのものであります。

次に、少年調査官、少年調査官補及び技官の増員であります。これも家庭裁判所の関係のものであります。事件の増加等に対処して、その取扱の遺憾なきを期するためであります。

次に裁判所書記官研修所教官の若干名の増員がありますが、これは現在不十分な同研修所の機能を一層充実するためのものであります。

次に第二点は、家事調査官及び家事調査官補の定員を定めることでもあります。これらの職員は最近増加しております。これら家庭に関する事件の審判及び調停に必要な調査に関する事務をつかさどらせる等のため、別途提案中の裁判所法の一部を改正する法律案により、新たに家庭裁判所に置かれることになつておるのであります。本案はその所要定員を定めんとするものであります。以上この法律案の内容について大略御説明いたしました。何とぞよろしく

御審議のほどを御願ひいたす次第でございます。

○委員長(鈴木安孝君) 両案に対する質疑は次回にいたします。

○委員長(鈴木安孝君) 次に少年院法の一部を改正する法律案について提案者の御説明を願います。

○宮城タマヨ君 只今上程になりました少年院法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明いたします。

この法律案は、三点について所要の改正を加えるものでございまして、その一は、現行法におきましては、少年院の在院者が二十歳に達すれば退院させる建前をとり、ただ、その矯正教育のため必要があれば、二十歳を越えても入院の日から数えて六カ月を限り、引続き少年院長の裁量で在院させることができることになつておるのでござい

ますが、最近の実績に徴しますれば、保護少年の仮退院までの期間が平均九カ月余になつておりますので、この一月からの少年の年齢の引上によりまして、二十歳近くで収容される少年も増加することを考慮いたしまして、この際、この六月を改めて一年とし、少年院の矯正教育の実情に則したものといたしたいのでございまして。

その二は、少年保護鑑別所の施設、特別少年院の施設の収容能力及び女子の医療少年院の施設が、現在のところなお、いづれも不足しておりますので、これに対する一応の見通しがつくと考えられます昭和二十八年三月末までの二カ年間、更に、いわゆる代用少年保護鑑別所、代用特別少年院等を使用することができるようになしたいのでございまして。このことは、収容施設の

整備が遅れている現在の状態におきましては止むを得ない措置と考えられます。その三は、先に、矯正保護管区本部が設置されるまでの間の経過的な措置といたしまして、移送の認可及び援助の委嘱の承認に関する矯正保護管区長の行方職権を法務総裁が行うことになつていたのでございしますが、その設置をみています今日、すでに不要となり、又他に関連もありませんので、法文の整理のために削ることにいたしましたのでございまして。

以上が提案の理由でございまして。何とぞ慎重御審議下さいませことをお願い申し上げます。

○委員長(鈴木安孝君) 本法案に対する質疑は次回に譲ります。

○委員長(鈴木安孝君) この際青少年犯罪に関する捜査について宮城委員からの御質疑の要求がありますから許可いたします。

○宮城タマヨ君 参議院法務委員会の委員長宛に四国地方少年保護委員会の委員長の大野梯氏から書面で以て参つておりますものを先ず読まして頂きまして、それから私の質疑をいたしたいと考えております。

四国少年院在院者脱走事件についての意見書

管内香川県善通寺町四国少年院においては、昭和二十六年に入り去る二月十一日夕の四十八名に及ぶ集団脱走事件を筆頭に、去る三月三日夕の二十一名の集団脱走事件等を合せてすでに十一回、その累計実に九十一名という多数の脱走事件を頻出せしめ、よつて社会不安を増大したことは真に遺憾であつて同院と一連の關係を有する当委員会としても同院少

年に対する仮退院の審査並びに許否については特に細心の注意を払い慎重考慮の要あることを痛感すると共に、その原因を探究しこれが対策を立つの必要を認め左に意見を具申致します。

左記

その原因の主なるものを列挙すれば

一、施設の不備

四国少年院は旧善通寺工兵隊の作業場を改良したもので第一、第二の両学寮から成り、収容定員九十五名に對し昨年来常時、二倍を越ゆる二百余名を収容して居り、而も同院は山麓にあり且つ構その他も保護施設としては極めて不完全で、外部との連絡が容易であるから速かに施設を改善する要がある。

二、職員の手不足

一記載のごとく定員の二倍を越ゆる収容者に対し、設備の不完全なる上職員手不足のため矯正教育の徹底を期しがたきにつき、早急に職員を増員し矯正教育の充実強化によつて少年自身の自覚を促すべきである。

三、適地でない

同院は山麓にあり施設不備にして、外圍は不完全なる垣構をめぐらせ、脱走極めて容易なる実情にありて、彼ら少年の通有性として自由の空氣を吸いたいという希望とあこがれが、日常垣間越しに見る通行人の自由なる姿に誘惑せられ、これら外部の環境が一層少年たちの郷愁をそそらしむることも見逃せない事実であると思われるので、速かに外部の見えない板塀を作ることも必要である。

四、リクリエーション予算不足

放浪生活に馴れ或はその影響から、早熟となり性的問題に目覚めている彼等少年たちに対しては、職業輔導の傍、音楽、ビンボン、野球、演劇コンクール、映画等々の社会教育の充実に一層の考慮を払うべきである。然るに現在予算不足のため十分なことが出来ないのは甚だ遺憾であり、これが急速なる補足、配賦の要あるものと認める。

以上

この四国少年院の集団脱走のことにつきまして、過般当委員会からも、私と須藤委員が出張いたしましたして、つぶさに見て参りまして、報告はいたしたのでございしますが、又重ねてこういう書類が参つておりますので、御当局に少し伺いたいと思ひまして御苦勞願つたようなわけでございまして。家庭局長にちよつとお伺ひ申し上げます。この四国には国立の男子少年院が二カ所ございまして、そして四つの家庭裁判所からここに送られておりますわけでございしますがこの定員は九十五名のと

ころに、私が参りました日は二百五名おりました。実に超過も甚しいことと

ございまして、過日御報告いたしました通りに、本當にもうあれでは子供が逃げますのが普通で、逃げないことが不思議なくらいに私も見て参りましたのでございしますが、こういう場合に家庭裁判所としたら何か手を打つという必要はございせんでしょうか。四

国の四カ所の家庭裁判所で何かお考えのことでもございしますのでござい

ましょうか。どうでございましょうか。

○説明員(宇田川潤四郎君) 四国の少年院は、たしか中等少年院、初等少年

院と兼ねておると思うのでござい

すが宮城委員のおつしやる通り、定員が百何名かのところに二百名以上入つて

いるというので、超過員のために教育

ができないということ、それが又脱走

の原因となつて居るのじやなからうか

ということは誠に御尤もだと思つたので

ありますが、家庭裁判所といたしまし

ては、少年院送致の必要のある少年に

ついては、従来施設の状況を考慮して

とるならば、今でも全国的には定員超過にはならないというように相成るわけであります。さような次第でありまして、この問題につきましても法制上の欠点があるのじやなからうか、こういうふうには私どもは考えておるのであります。言い換えますと、家庭裁判所のほうで最寄りの少年院の状態を見て、そうしてその状態に従つてその少年院に、少年院送致決定をする、こういうことになればさういふような不都合なことはないのじやなからうかというふうには現地の各家庭裁判所の裁判官は申しております。併しなから私どももいたしましては、最寄りの少年院が余りに満員なときには、輕い者は成るべく少年保護委員会の保護観察に付することが適当じやなからうかという意見を持つておりますし、又管区長などもさういふことをしばしば申しておられる次第であります。要するに私どももいたしましては、家庭裁判所が現地の少年院、その他の執行機関と密接な連絡をとつて、さうして少年院送致、その他の保護処分の適正を期するより、現在の状態では手はないのではなからうか。こういうふうには考えております。

○宮城タマヨ君 少年院送致にしないで保護観察に廻してもいいというふうな、つまり、もう少し柔かい処分にしてもいいというふうな数も幾分かございますお見込でございますか。

○説明員(宇田川潤四郎君) さようなことは当該少年保護事件の裁判官でないと言えないので、我々としては想像するだけなのであります。これを研究すれば中にはさういふ者もあるのじやなからうかと思つたのであります。

す。ところが現地の少年保護観察所の職員などの意向を聞きますと、少年院に送致するよう凶悪な少年を保護観察に廻してもらつては困る。もう少し成るべく補導のしやすい者を廻してもならなければ困る、というふうな意見がありました。言い換えますと、現在では少年院に送るような少年を、少年保護委員会の保護観察に家庭裁判所では付しておる。従つて成績が挙げにくというふうなことも又言われて、現地の裁判所としてはその間非常に苦慮しておるようなことを聞いております。

○宮城タマヨ君 二月の末頃までに、一月から二月の中頃までの、年齢引上によつてまあ家庭裁判所の事件となり、それから保護処分を受けた者の数がおわかりのようなお話でございますか。年たが、四国は如何でございますか。年齢十八歳以上の者が、どれくらいの数がおりますか、まだおわかりになりませんでしょうか。

○説明員(宇田川潤四郎君) その点甚だ遺憾であります。今日統計資料を持つて来ておりませんが、ここでお答えすることができないのでございまして、御答弁申上げたいと存じます。

○宮城タマヨ君 委員長の方からできるだけの最近までの、できなければ二月の中頃までもよろしうございませうが、年齢引上になりました少年の事件数と、その事件内容について御報告を願うようにお取計らいをお願いいたします。

見がございましてからお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(古橋清四郎君) このたびの四国少年院の事件につきまして大変社会に御迷惑をおかけいたしました。特に当参議院から御調査を受けまして、非常に恐縮に存じております。すでに十分おわかりのことでございます。上げることを省略いたしました。これに対する当局の意見と、それからこれに対する処置を申上げたいと思ひます。四国少年院が九十五名の定員に對しまして二百名を突破するようになつて参つたのでございませう。これは四国地方に男子の少年院としては四国少年院が一つあるだけでございまして、そこに中等少年院、初等少年院として二つの性質のやつた少年を収容しておるのでございます。現在におきましては初等少年のほうは数は非常に多いのでございませうが、約四分の一くらいは中等の少年が入つて来るようになっておりました。さうしてその中には比較的に悪質な者であつて、場合によつたら特別少年院に送致したほうがよいと思はれる者もいたのであります。四国にはあいにくまだ、特別少年院の設置はございませうが、まだ建設その他は半ばでございまして、収容を開きましておりません。なお他の管区に移送するということも止むを得ざる場合にはできるのでございますが、隣接管区も非常に過剰拘禁でございませう上に、少年を遙か離れた近畿、中国に送るといふことも、矯正目的の上からも躊躇いたされまゐるので、そのまゝ同所に、同院に置いておつたという事実もあつたのでございませう。そこで

このたび大きな事故を起しましたので、それらの一部の悪質な少年のために比較的に善良な少年まで影響を受けることを顧慮いたしまして、早速このうち二十五名を只今漸く九分通りまででき上りました西条の特別少年院に移す処置をとりました。さうしてなお職員の手不足につきましては先般一部の増員をいたしました。その分のまだ全部の補充もございませうでしたので、その補充を急いでやらうことにいたしましたと同時に、なお当局では只今四国管区の第一部長を招致しまして、職員の増員を果して要するかどうか、要するとすればどの程度にすべきか、要するかどうかを今日も協議しておるのでございます。そのほかに応急の措置といたしまして、同じ管区におります高松刑務所から職員を五名派遣いたしました。外部的な警備等で応援をさせておるのでございませう。なお四国地方に、一つの少年院では非常に不足でございませうので、本年度におきましては、更に一つ愛媛県方面に新設したいという計画を立てまして、目下現地のほうで敷地その他の点について問合せてございませう。さういたしまして、四国に二つの少年院がございまして、その二つを初等、或いは中等といひます。或る程度この過剰拘禁も避け、運営も整理されると思つております。併しそれもこれから敷地を探してから建設するということに相成りますので、応急の措置といたしましては、只今の四国少年院に更に約九百八十万円ばかりの予算を投入いたしまして、施設の不備を補いたい、かように考えておるのでございませう。その予算は只今御審議中のものでございませう。

ので、お認め願へますれば早速新年度に工事が着手できると思つておるのでございませう。四国少年院は只今のお話上げになつた意見書にも書いてありますように、立地条件としてはよろしくない所でございますが、すでに或る程度の施設ができております。これをそのまま他に移すということになりますれば、相当莫大の予算を伴いますので、この施設も悪条件をいろいろ工夫によつて克服しながら、やはり継続して行く予定でございませう。

なお施設の運営につきまして、意見がございまして、一々御尤もな点でございまして、院内の生活を一層豊かなものにするというところが、先ず第一に少年院からの逃走というのを防ぐ第一歩でございませうので、当局にいたしまして、従来ともその点を強調して参りましたのでございませうが、更に予算その他の点も考慮いたしまして、できる限りの手を尽したいと考えております。

なお施設の側として申上げたいことは、先ほど家庭局長からお話でございまして、昨年度夏頃から主として大阪附近の家庭裁判所のかたが、御意見で始められた無制限送致という問題でございませう。家庭局方面からお話を承りましますと、施設が余裕があつてもなか／＼少年院側が受取りがたいと、さういふような傾向があるので、その点を自分たちは顧慮しておつては裁判が十分できないということが、しばしばお話があつたのでございませう。さういたしまして、大阪では最後には、その施設の状況を考えずに、自分たちはもう無制限でやることにきまつたと、さういふようなお話を承つたのでございませう。

ございます。裁判を十分にさせていただきます。について、施設がわがままを申し上げて、裁判に影響を与えようというところは、裁判所にも申訳ありませんし、少年のために相成りませんこととでございます。場合によりましては、そういうことも或る程度の強行をなさることと止むを得ないと思つておつたのでございしますが、併しそれは誰が見ても無理だというような、収容力以上に裁判所からの送致があるというところは、到底常識では考えられないことでございします。おのずから無制限送致にも限度があることと承知しておるのでございします。四国のほうにつきまして、私が大体承知いたしておりましたのは、四国に一つしかないために、非常に送つて来られる、併しながら他管区でなか／＼受取つてくれないので、家庭裁判所に交渉をしつつ自分のほうの力の最大限を発揮して、収容を続けに行くというふうなことをやつておるということに承知しておつたのでございします。四国少年院が本年度の建築を完成いたしますれば、なお多少の余裕はございします。百五十名程度までは十分だと思つておつたのでございします。二百名になりますれば、非常な困難が予想されるということは、私も考へておりました。どうしても四国にはもう一つ造らなければならぬというのを考へておりました矢先にこの問題になつたわけでございます。実は全国的な平均から申しまして、収容定員と現員とは殆んど一致する程度になつて参りました。中には表面上の定員がありまして、現実にはまだ完成していないというのがあります。又非常に定員以下の収容をしておりま

する所は、僻地であるために、そこでよそから移送して平均させようというところが困難だというふうな点もございします。今日ではすでに少年院の収容というものは殆んど一杯になつて参つておるのでございします。従ひまして今年の一月私どもは各責任当局、つまり法務府の矯正保護局中央委員会、最高裁判所家庭局等が、新法に対する実施打合のために各地へ参りまして、現場の各機関と合同の協議会をいたしまして、お互いに緊密な連絡をとつて、少年の保護に当らなければならぬ。と申上げますのは、私の側から申上げますれば、家庭裁判所は施設の状況を見て、どうして受入態勢を考へて審判をして頂きたいというふうなことを申上げて参つて来たのでございします。少年法のようなこういふ法律は、各部署がばら／＼になつておつたものでは、本當の少年の保護の目的を達することはできないこととありまして、皆が一体となつて少年のためになるようなことをしなければ、どこかに破綻が来て工合が悪くなるということが私ども関係者一同の感じておることとございします。そこで、特に一月のその催しにつきましてはその点を強調して参つたつもりでございます。御承知のように、少年法の今度の建前で、家庭裁判所が裁判所のほうへ参られまして、裁判所の一部となられまして、とかく現場の、実際に少年の身柄を扱つて執行する者と離れがちなる虞れがある制度になりましたので、今後は十分そういう点を注意してやつて行かなければ、やはり四国少年院のような、又それ以上なことも起るのではないかと考へて、私どもそういう点についての措置というこ

とを更に十分いたさなければならぬと思つておるのでございします。私の所管に關しますることにつきまして申上げました。

○宮城タマヨ君 重ねて伺いますが、今年二十六年度の予算の九百八十万円、ちよつと一千万円の予算が出ておりますが、それは審査室もこの中に入つておりますか、審査室が何ぼ部屋がでることになつておりましたようか。

○政府委員(古橋清四郎君) はつきりしたことは私記憶いたしておりませんが、調査いたしましたところから御説明いたします。

○宮城タマヨ君 と言いますのは、二十五年度の予算です。ここにきかかつておりましたのは病室でございしたかと思つておりますが、そうでございしましたかしらん。医務室と病室とが出來上りかかつておりましたと思ひますけれども、たま／＼私どもが参りましたときは、集団逃走の後でもあり、その當日も又七、八人逃走いたしましたというふうなことから、病人に対する手当も非常に必要でございしますが、あそこには審査室がございしません。まあ逃走いたしました者を別にはしてございしましたけれども、まるで雑談室のような形で別にしてございしたものでありますから、却つてそのことは逃走者に対してよくない、やはり審査室に一人々々入れて本當に反省させるべきで、そのことのほうがむしろ必要じゃないかというふうな感じがございしたのでございします。恐らく今年度の一千万円近い、九百八十万円ですか、その中には審査室がございしますと思ひますが、特にあの施設に対しては御当局は審査室というものを重要視して頂きたいと存じ

ております。

それでは次にこの委員会のほうの斎藤事務局長から今度の事件に對しまし、てどういふお考えを持つておられ、何か御処置をなされたか、お伺いさして頂きたいと思ひます。

○政府委員(斎藤三郎君) 実は参議院のほうの法務委員会に参りました上申書というものを私ども法務委員長からまだ受取つておりません。私どものほうには参つておりませんので、古橋局長その他から伺つた程度のことしか存じておりません。ただ非常に過剰拘禁で四国には男子の施設が一つしかない、家庭裁判所から／＼送られるというふうな状況になりますと、どうしてもそこには事故が起るやうであるというふうなことでございまして、觀察所の保護観察で賄ひ得るものは十分賄つて行きたいと思つております。ただ家庭裁判所のほうとしては、やはり私どものほうでは決して労を惜しむというのではありませんが、収容して教育するのと社会に出して、家庭に置いて、或いは職場に働かせながら、学校に通わせながら矯正教育をするのでは、質的に何といひますか、そのものの性格として違ふものがございますので、必ずしも代用というふうには参らんのではないか。却つてそういうことをやるより、少年院に入れればいい結果になるが、社会に置いてやられる方法によつては、よくはならないという者もあるのではないかと、いうふうな考へておりますから、代用というこ

からはまだ私どものほうに何の意見もございせんので、特別それについての措置はとつておりませんです。

○宮城タマヨ君 誠に素人らしいことを私が申しますけれども、私が實際集團逃走したときに行つて見まして、私の氣持としましては、まあ保護司の権限がこゝまではございせんと思ひますけれども、あのたくさんある保護司が、何とかしてあの四国少年院の今逃走したあの混雑のうちに、何かこうちつとでも手をつけてお上げになるやうなことをなさつたら、子供のためにも思つたのでございしますけれども、そこまでを委員長に申上げることと控えて歸りましたのでございしますけれども、保護司にはそういう権限はございせんのでございしますね。

○政府委員(斎藤三郎君) 保護司としての資格におきましてはそこに権限はないと思ひますが、いづれもその地方の有力者のかたが相當たくさん入つておられますから、さういふ意味合で地方のものを応援するということは今までもいたしておりましたし、現在でもできることであると思ひます。例えば少年院について一般の認識を深めるとか、或いは物的、精神的に応援するとかいうことは今までもいたしております。現在でもできることだと思ひます。又四国においても大野委員長の下で相當おやりになつておるのではないかと漠然とはありまするが考へております。

○宮城タマヨ君 その保護司の権限というものは警察の延長になるやうなこととございせんのでございしますね。権限としては。

○政府委員(斎藤三郎君) 保護司の権限として、警察のあつたものはございませんで、むしろその反対側、と言いますと語弊がございしますが、成るべくそういつた、少年を温く保護して行こうと、こういつつもりでありまして、警察と言つても又語弊がございしますが、いわゆる昔の警察というふうな感じとか、犯人をつかまえるというふうな行き方ではないつもりであります。

○宮城タマヨ君 私の申上げたのはそういう意味でなしに、例えばあつたを走つておるのは、あれは少年院を逃走した子供だろつたというときに、一般の市民としまして、まあ警察がつかまえるという権限はございませんで、強いて言うことには行かないでございまして、併しあれが確かにそうだなというときに、ちよつと停めて聞いて見るな、んといふことはできるのでございしますか。そういう意味においても保護司は一般の市民よりも何かこうお手伝いができるんじゃないかといふことを伺つてゐるんでございします。

○政府委員(斎藤三郎君) 少年院を逃走することは逃走罪にはならないといふふうに考へておりますから、逃げることは自らは犯罪にはならない。そういったしつと、ただ少年院法の十四条であつたかと記憶いたしておりますが、連れ戻すこともできる、これは柔く書いてありますが、立法當時においては強制力を以ても連れ戻すことができる、併しその強制力を持つておるものは少年院の職員であるといふふうに明文に書いてございしますので、ただ警察官等は、その条文は忘れませんでした。

が、少年法のうちで官公署に対して協力を求めることができる。こういう規定によつてまあ警察が現在動いておるといふことでございします。従ひまして、少年院長から地方委員会或いは観察所に對して協力をお求めになれば勿論応援をいたしますが、併し警察官と同じように強制力を以て捕えたりするなことは保護司の性格、又人選等もさうな意味では人選いたしてございませんで、ただ、まあ上手にやんわりそこにとめて置く。力を用いないで自然と人物の力で抑えるというふうなことに對しては十分御協力申上げたいと思つておりますが、又現在でもそういう連絡はとつてあれば御協力になつておると考へるのであります。

○宮城タマヨ君 よくわかりました。殊に四國少年院のように、もう倍以上もございしますような収容人員でございしますといふと、而もあつたに歸するといふやうなことになると思つておられますので、そういう場合にはこの委員会のほうも少し積極的に出になりまして、少し可能性のございしますやうなものはやつぱり何とかの方法を講じて早く保護観察にでもしましたほうがより子供のためになるというやうなこともたくさんあるんじゃないかと考へておりますが、一層この委員会を中央部から御鞭撻願ひたいと思つております。

それから引き続きまして家庭局長にお尋ねしたいのでございしますが、この家庭裁判所が保護の処分を決定いたしました、そしてその執行開始前に、何か決定を以てその執行を取消さなければならぬといふやうな事件は滅多にないと思ひますけれども、そういうことがございしますやうか、ありとすればどういふことがございしますか。ちよつとお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(宇田川潤四郎君) 家庭裁判所が少年送致の保護処分をしたやうな場合に於て執行することなく、少年を少年院に入送るために帰宅させて入院の支度をさせるやうな場合があるわけですが、そういうやうな場合は少年院送致の保護処分を執行する前の状態でございしますから、その際にその後の情勢で非常によくなつてしまつて、それで保護処分を執行する必要がないやうな場合がときどきあるのでございします。

そういうやうな場合に強いてそれを執行するといふやうなことは却つて少年を不良化するやうなことがあるわけですが、その場合には執行保護処分を取消すといふことが適當でなかつたかといふことなんです。又少年院に入送せしむる前に少年が逃走したとして、この前も仙台の家庭裁判所管内にあつたのであります。が、逃走したまま行方不明になつておつたのであります。少年が修道院のほうに入送りました、そして数ヵ月後には立派にその修道院になじんで更正した。それが家庭裁判所のほうにわかり、少年院にもわかつたわけでありまして、そういう際に少年送致があつたといふことで少年を少年院に入送せしめるといふやうなことになるやうな、却つて少年のためによくない。そういうやうな場合にむしろ裁判をしたのでありますからその裁判を執行するといふことは裁判の面目にかけても必要なことではあります。が、そういうやうな面目的なことに拘れずに、少年のため

に深く少年送致を取消すほうがいいんじゃないかといふやうなことで取消処分が考へられるのでございします。

○宮城タマヨ君 家庭裁判所で保護処分の決定がなされてから、それが執行されますのは普通は一週間ございしますか。

○説明員(宇田川潤四郎君) 通常はそのぐらゐで必ず執行されております。

○宮城タマヨ君 そういたしますと、少年院に送られます決定された子供がその準備をいたしておりますうちに大変よくなつたといふやうなことがあり得たとしても、そういうことは非常に不思議なことではないのでございします。か。むしろ一週間ぐらゐでそういうよくなつたといふやうに変わりますといふことは裁判官の不明を語ることになるわけじやございませんでしようかと私は思ふのでございします。それから今のたま／＼少年院に送られる途中まあ逃げた、逃げ隠れた所が修道院であつて、この少年院よりも修道院がよかつたといふやうな結果になつた場合は少年のためにも非常によろしいのでございしますけれども、又一方から申しますと、逃げてこつたやうな場合もありやしないかと思ひます。親の所へ歸つて、少年院より親の所がよかつたといふ場合も、修道院と同じやうに、これにしましても、私は十分に調査して、決定する前に本人の話をよく聞けば、逃げて適當だつたといふ所に一体決定されるべきものだらうと思ひますけれども、併しそれは五十歩百歩を過ぎまして考へてまいりました所が、普通に申しますといふとそんな所はいけなかつたといふやうな、例えばカフエーの女給になつた

り、或いは余り感服はしないけれども保護をして、余り感服はしないけれども併し落着いてゐるというやうな、女中奉公だつたりといふやうなことになるやうな場合はどういふことになるのでございしますやうか。

○説明員(宇田川潤四郎君) 只今のやうな女中奉公をしておつたり、カフエーに入つておつて落着いておるといふやうな事実では、まだ少年院送致という保護処分を取消す必要がない場合じやなかつたかと思ふのであります。少年院送致といふ保護処分を執行することによつて、著しく少年に不利益を与え、教護上面白くないといふ稀な場合を予想してこの取消の問題を考へておるのであります。先ほど言ひ落しました、少年院送致の執行前に突然立派な保護者が現れて、そしてその保護者に返したならば必ず少年は更生するであろうといふやうな場合なども最もいい例であります。そういう際に保護者がおられないから少年院送致をする、少年院送致といふ保護処分をしておるのであります。が、少年の保護者がおるならば保護者に返して、家庭において保護矯正を施したほうがいいというやうな場合に、少年の保護者が突然現れたといふやうな場合には、是非とも私もして保護処分を取消して、そして保護者に返すのがよろうやないか、こういふやうな考へであるのでございします。

○宮城タマヨ君 試験観察の状態を見ますと、家庭局のほうから送られて來ました材料によりますと、この一月分は十八歳以上の準少年に對しましては試験観察は一件もないやうでございしますし、それから十八歳以下の者は七十

三件ございませうが、この試験観察といふことも余りだら／＼になりまして、そして本質から遠ざかつている場合は勿論困りますけれども、その試験観察の制度は、大変私は、少年保護に對してはいい制度だと思つております。それが殊に十八歳以上の者に對しては、一件もないといふことはちよつとこの表を見ておる場合に不思議に思つております。

それから今一つお伺ひしたいことは、一月の十八歳以上の少年につきましては、檢察官に送致されたところの者は三十件ございませう。この三十件の中で檢察官の最終の意見で、起訴意見のついでにありました者は何件くらいでございませうか。又これ以上にあるだらうと思ひますが、おわかりになつておるのでございませうか。

○説明員(宇田川潤四郎君) 本年の一月の統計で十八歳以上の少年につき、試験観察に付した事件が全くないのは不思議だといふ宮城委員の御質問につきまして、その問題については私よく検討しておらないのでありますが、私の想像によりますと、何分十八歳以上の少年を家庭裁判所が取扱うようになつたのは本年の一月からでありまして、事件が實際送られたのは東京などの例を見まして十日以後が多いようであります。従つて何分にも少年事件の調査といふものは、そう十日や二十日で大抵の事件がけりが付くものではないのでありまして、従ひまして十日に來た事件でも恐らく未済になつておるものが相当あるのじやなかろうかとこの考えますので、試験観察が一件もないといふのは不思議な気がするものでありますが、非常に少いといふことは別に

不思議じやないのじやないかと思ひます。要するに一月中に十八歳以上の少年の終局処分ができたのは全国的に言つても非常に少いといふことは予想されるのであります。

なおお尋ねの三十件の檢察官送致の事件のうち、檢察官の意見として刑事処分を相當するといふ意見が附せられたのはどのくらいか、又逆に檢察官が刑事処分をせずと意見を具した事件のうち、檢察官送致の決定のあつた三十件が、どのくらいの割合になるかといふことについては手許に資料がありませんのでお答えできかねる次第であります。

○宮城タマヨ君 これは大変知りたい材料でございませうから、どうぞすぐおわかりになることと思ひますから材料を頂きたいと思ひます。

それからいま一つ最後に伺ひたいのでございませうが、家庭裁判所の一室が警察官の溜り場所といひますか、警察の出張所のように今東京の家庭裁判所では当てられておりますのでございませうか。

○説明員(宇田川潤四郎君) 東京の家庭裁判所は身柄同行室がございませうが、あれは警察官の出張所とは私ども考へておりません。やはり家庭裁判所の同行室でありまして、出張所とは考へておりません。あそこは警察官がおりますのは少年の逃走防止のために監視しておるといふふうに考へております。

○宮城タマヨ君 一つの委員会にございませうが、あれは警察官がございませうが、あれは警察官の出張所とは私ども考へておりません。やはり家庭裁判所の同行室でありまして、出張所とは考へておりません。あそこは警察官がおりますのは少年の逃走防止のために監視しておるといふふうに考へております。

きましては局長ははめてはいないとおつしやつて、又内藤課長がいやさういふ場合もありまして訂正して下さつたことを確かに覚えておりますが、実はこの間、実に突然に参議院の法務委員の者が今日午後ひまだから皆が空いておるから地元のを少し見ようといふことだから、先ず家庭裁判所をのぞくじやないかといふので突然に数人のものが参りました。ところがちよつとあの時分少年がたゞさん来ております時で、まあ五十人近いものがおりますたのでございませうけれども、それは皆ことごとく手錠をはめて、そうしてお巡りさんがついておりましたのでございませう。もうそのお巡りさんが木剣で卓の上を叩いて少年を叱つております様子、まるで生地獄のような様子だつたものでございませうから、本當のことを申しますと私は驚いたものでございませう。手錠をはめていたといふことも驚きましたけれども、その部屋全体の空気に驚いてしまつたのでございませうが、そのときにどなたかの説明でございませうかちよつと覚えさせんけれども、ここは警察の出張所ですから手錠をはめておりますよ、この隣の審判官の部屋に行くときは手錠をのけますよ、こゝう説明なさつたときに私は大変異様な感じがいたしました、あんな立派な外国にもめつたにないような少年審判部が設けられておりますあの入口の美しい和やかな所から奥に入りましたら、こゝういふ地獄みたいな所があつて、而もこの一部屋といふものは警察署の出張所みたいに使われているといふことは私にとつては非常に意外でございませう。そうして思ひましたこと

に、勿論少年を途中で逃がしますとか、或いはああいふ施設の中で逃がすといふことは勿論いけないことで、できるなら逃がさないほうがいいのでございませうから、逃がさないためには私にはあの中に入つた以上手錠を外しておつても逃げない施設は十分にできると思つております。又されておるものだらうと思つております。それで子供の身柄とそれから書類とをどこでそれでは受取るかといふことの問題でございませう。これは何かに規定されて家庭裁判所の部屋の中でというようになつておればいざ知らずでございませうが、私も願ひますことは、どうかして警視庁でも警察でも、子供はその犯罪事実をもとにして強く調べられておりましたようが、併し家庭裁判所に來て少年法によつて保護されるのだ、教育されるのだといふ喜びをもつて、希望をもつて來ておりますことごとくの子供に對し、私はできるならば入口に少年審判官なりなんなり、當番でも出ておつて、お巡りさんの手錠をかけて、捕縄をかけておくことはこの入口までよい、どうかこゝで受取りますと言つて私は受取つてそこからは私は本當に手錠をはめるといふ肉體上の拘束だけでなく精神的にもやれ／＼こゝへ來たら大丈夫だと、これから生き返るのだ、やり返るのだといふ、子供に氣持を与えるといふことが、むしろ家庭裁判所の処置としたら、そして又少年法の精神としてはそこに行かなければならぬのではないかとこのように考へておるのでございませう。そうしてその思つておりました私などにはとてもあの様子は意外でございまして、これではもうこんな様子であつちへこずかれ

つちへこずかれするのなら、本當に私も検事先議といふことは実にしたくないなと考へておりますけれども、こんなにして子供たちが犯罪少年としてえらい取扱を受けておりますならば、まあ町を行つたり來たりするだけその面倒だけでもみないで、いつそのこと未決にでも入れられたほうが、子供のためにもいいかも知れないといふような感じをあのとき持つたのでございませう。それで若し何かのきまりであいいふうになつておれば仕方がございませうけれども、一つどうしてもあそこを何とか考へ直して頂きたいと思ひますが、如何でございませうか。

○説明員(宇田川潤四郎君) 手痛い御質問で恐れ入りますが、只今私も少年の護送、その他につき手錠をはめることは大不賛成で、その方針でずつと参つておるのであります。先ほど私手錠を家庭裁判所でははめておらんといふことを申したといふ御発言でございませうが、私といたしましては手錠をはめないようにと常に会同などで申しております。ただ万止むを得んときは、これは仕方がないけれども、併し成るべくやめるようにして頂きたい。少くとも家庭裁判所の職員などは手錠をはめて護送をするようなことは避けて欲しいといふようなことを申しております。そのことを宮城先生が私の手錠をはめていないといふ発言に誤解になつたのではないかと思つたのであります。最近の家庭裁判所の実情を拜見して見ますと、東京の家庭裁判所におきましては、先ほどお話の通り同行室に手錠をはめておる場合が相当あるの場

○須藤五郎君　私もこの間宮城委員のお供をして四国のほうに行つて参りましたですが、その前に東京の家庭裁判所も拝見したのですが、私が理想家のためか存じませんけれども、家庭裁判所というのは表から入るときの感じでは、非常に素晴らしく明るい感じを受けて入つたのです。ところがとんにあの子供たちを見て非常に暗い気持ちになつて、おや／＼、これは羊頭を掲げて狗肉を売るたぐいだ、表裏鬩ばかりばかに立派にして、その実、内容はこれは駄目だなという感じがしたのです

物は改造して頂きたい。予算がないということを常に申されますが、それならばこの法の精神を守らなくてもいいのか、これだけ立派な法ができるならばやはりそれを活かす設備ということを万難を排してやつて頂きたい。皆さんも一生懸命でやつていらつしやると思うのですが、我々議員もその点に協力申しまして予算をとるように協力して、できるだけ早くあれを改造して頂きたい。それでなかつたらあそこに入っている子供は実に不幸だと思つていますが、その前に私はやはり高松の刑務

たそうですが、私は余り高い塀にはそれほど苦にならなかつたのですが、その高い塀の中へ入つて部屋を見ると、やはり監獄と同じように、独房と同じように鉄の格子が入っているのです。これは必要以上のことだと思うのです。先ほど宮城さんがおつしやいましたように、高い塀をめぐらすことによつて逃亡を防ぎ、塀の中は自由といふことで私はいいのじやないか、必要以上のものについて鉄格子などとなれたほうがいいと思います。それから子供たちが本を読んでおりましたが、この

そのピアノをどうぞ備え付けてやつて頂きたい。そうしてそれも鍵をかけるのでなしに、子供たちが自由に使えるようにそのピアノを開放してやつて頂きたいと思うのですが、善通寺の少年院で一人の子供がギターを弾いているのを私は見ましたのですが、一人の子供がギターを弾くその周囲に同じ部屋にいる子供たちが集つて皆にこゝとして演奏しているのを聞きまして、楽しいかねと言つて私が聞くと楽しいですと言つて皆にこゝとしているのになぶつつかつたのですが、あれをど

の施設の情操教育を担当しておる者の講習会を開きますときにも、特に音楽については相当の時間をかけまして、その知識の普及を図つておるのでございます。ピアノにつきましても一部の少年刑務所には殆んどございますが、少年院はまだ全部に行き亘つておりませんので、將來成るべく早くその購入をいたしたいと思つております。

なお施設の改善につきましては、先ほど申上げましたように来年度九百八十万円をあすこに投じて、早速改築する予定でおりますから御了承願いたい

と思ひます。

中の作業でございますが、職業教育として大幅に作業を取り入れる必要を感じまして、昨年後半期から特にその点に注意をいたしておりますが、ただ刑務所と違ひまして、従来少年院では作業というものが強制でありませんでした、大蔵省の配付がなかつたので、その点につきましては本年度は多少前年度より取りましたが、なお来年年度におきましては十分な予算を頂きたいと思つておりますので、特に予算等につきましては議院に御援助をお願いいたしたいと思つております。

それから鑑別所の鉄格子のことでございまして、これは前々当委員会におかれましては宮城委員、その他から御指摘を受けておるのでございまして、実はこの新少年法が完足いたしました当時、まだ十八歳未満だけを取扱つておりましたのであります。非常な変革でございまして、実施になつた最初から大きな事故ばかり起しまして、社会に對して御不安を与えましたので、自然理想を考えながら先ずそういうような不安を皆様に与えないようにしようという心から、つい強く出まして、現実には、おきましては鉄格子をしておる所が相当多いのでございまして。当局といたしましては職員がまだ馴れておりません、又は施設が不十分というような点から、止むを得ずこれらのことを許して参つておるのでございまして、勿論解放的な楽しい施設にしたいという理想は、一日も早くそこへ参りたといふ考へておられるので、いろいろ工夫をこらしまして、或いは柵を高くすることによつて中の鉄柵を外すとか、手錠を外すというような方法をと

る。いずれにいたしましても十分今後注意いたしまして改善いたして参りたいと思つております。御了承をお願いいたします。

○須藤五郎君 それからなお私欲いたことで、これは人の名前を挙げ、場所を挙げて御迷惑だと思つて申しませんですが、先ず入つて行くところ、十五、六人収容してあるような鑑別所の事務所を見ますと、そうすると若し、十五畳くらいの部屋を一部屋占領して、そうして自分の机をばつと真中へ置いてソファに漫然と坐つておる。そうしてその隣には又同じような大きな応接間があつて、そこには立派なソファのセットが置かれておる。それは大変結構なんです。それで今度は子供の収容の設備を見ますと、そこに親たちが面会に来ておる設備すらもされてないというやうなやうな状態を大目見受けるのです。大体どこへ行つても一等立派なのが所長さんの部屋です。そうしてそこにはちゃんとしたソファが置かれておる。そしてそこには鑑別に必要な器具は殆んど備わつてない。要するに何を第一義に考へておるかということなんです。そのかわいそうな子供たちを第一義に考へて、その子供たちを先ず第一によくするためにどういふことが必要だというところに頭が行かなくて、自分たちの官舎を先ず建てて、そうして自分たちの部屋を先ず整備してという行き方、それが、昔の官僚的なものの考へ方が今なお地方へ行つてずつと残つておるといふことを私は感付いたのであります。

出されても、子供のほうにそれが廻つて行くかどうかということについて非常に疑問を感じておるのです。名前を挙げるわけに参りませんが、これはそういう感じをどこに行つても受けるのです。大体どこに行つても所長さんの住宅というものは私たちの家よりも、もつと立派な家が建つておるのです。そうしてそういう設備によつて社交的な儀礼的なことがなされて、中央からずつと視察に行かれるかたが、そういう施設だけを見て来られて、ほかに気がつかないものであつたらこれは大間違いだと思ふのです。もつとやはり少年院本来の、本質的なものをやはり考へて頂きたい。それでなかつたらいつまでたつても子供たちは救われないうやうな感じを受けます。これは率直に申上げるわけなんです。それから今予算がない、予算がないとおつしやいます。私は実は少年法の一部改正法律案につきましてずつと聞き質しましたところ、今の保護鑑別所ですか、それを今年の三月三十一日の期限をもつて二年延ばすという条項なんです。これは曾つて第五か、第六国会におきまして、できないから一年延ばしてくれというので、それじや一年にしようというので一年延びておる問題だといふのです。一年延期という修正意見をつけて賛成したといふことを聞いておるのです。そういうことないでしようか。前に去年の三月で終るべきところを今年の三月まで延ばしたといふのは、第五国会か、第六国会で何か衆議院のほうでそういう修正意見を付けて賛成したといふことを伺つたのです。が、若しもうそれであるとする、私は今度二年延ばせといふことに対してそ

のまま皆さんの御希望通り賛成することができないと思ふのです。これは又あとで論議される点だらうと思ひますが、そういう事実が若しも曾つての国会にあつたとするならば、もう一度政府当局の私は誠意を、熱意を疑わなくちやならんといふことになるわけですから、今度一年とか二年とかいふことにしても結局少年院はいつまでたつてもよくならんという結果を招来するのじやないかと思ひまして、この点私ちよつと伺つて置きたいと思ふのです。

○政府委員古橋浦四郎君 先ほどの御質問の中で少し釈明申し上げたいことがあります。官舎が非常に収容施設よりも立派だといふ御指摘につきまして、官舎につきましてはこの公務員宿舎法によりまして一定の規則がございまして、それに従つて建築して行くのであります。諸設備その他につきましては、最近いろいろかたが御視察にお出でになつたりなんかするので、或いはいいものを用意してその夜具等に充てておるかも知れませんが、それらがほかの予算を食つてやつておるわけではないといふことを御了承願ひたいと思ひます。なお親と面会する部屋等の設備がないといふやうなお話でございました。

いづれの少年院でございませうかわかりませんが、具体的に答弁申し上げかねることでございますが、少年等につきましては特に保護者が常に参りますので、そういう点につきまして特別の注意を払うように常に私も申しております。現場でも考へておると思ふわけでございますが、なおそういうやうな点がございましたら、誠に不

行届でございますから、将来を注意いたしまして行きたいと思ひます。鑑別器具につきましてはこれは全く私どものほうの予算の不足のために今まで随分施設には迷惑をかけております。それは私が本當に至らない結果でございまして、これは私が全責任を持つております。で本年度は漸く予算のやりくりをいたしまして、年度末でございしましたが、約二百数十万の金を大蔵省との協議で捻出してもらひまして、年度内にそれを全部購入して配付する予定で今盛んに交渉しております。なお来年度も大体私どもでは五百万円くらいの金をそのほうに充て得る予算で只今御審議を願つておるのでございまして、御了承願ひたいと思ひます。

なお御指摘のように少年たちを入れる所を先ず第一によくなきやならんといふことにつきましては、十分私ども考へておるところでございまして、が、詳細の方針については現場の経営の方法につきましてよく指導して参りたいと思つております。

その次に問題の二年延長の点でございしますが、これは最初から二十六年三月三十一日までとしておつたと記憶しております。御指摘の問題は、これは年齢の引上りの問題でございまして、これにつきましてはいろ／＼御注意を承つて置きます。

○委員長(鈴木安孝君) それでは本日はこの程度にいたしまして、明後日午前十時から委員会を開会することにいたします。これで散会いたします。

午後三時五十分散会

出席者は左の通り。 委員長 鈴木 安孝君

理事

宮城タマヨ君
鬼丸 義齊君

委員

左藤 義詮君
齋 武雄君
岡部 常君
須藤 五郎君

政府委員

法務政務次官 高木 松吉君
法務府矯正
保護局長 古橋浦四郎君
中央更生保護委
員會事務局長 齋藤 三郎君
事務局側
常任委員 長谷川 宏君
會専門員

説明員

最高裁判所
長官代理者
(事務総局
家庭局長) 宇田川潤四郎君

三月十日日本委員会に左の事件を付託された。

一、少年院法の一部を改正する法律案(宮城タマヨ君外三名発議)

少年院法の一部を改正する法律案

少年院法の一部を改正する法律案

少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項但書中「六月を」「一年」に、「六月間」を「一年間」に改める。

第二十一條第一項及び第二項中

「昭和二十六年三月三十一日」を「昭和二十八年三月三十一日」に改める。

第二十二條を削る。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

三月十二日日本委員会に左の事件を付託された。

一、裁判所法等の一部を改正する法律案

裁判所法等の一部を改正する法律案

裁判所法等の一部を改正する法律案

第一条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一條の三第二項、第五十三條第二項、第五十四條第二項、第五十五條第二項及び第五十六條の二第二項を削る。

第五十六條の三第三項中「一級の」を削る。

第五十六條の五第二項、第五十七條第二項及び第四項、第五十八條第二項及び第四項、第六十條第二項、第六十條の二第二項並びに第六十一條第二項を削る。

第六十一條の二を第六十一條の四とし、同条第二項を削り、第六十一條の三を第六十一條の五とし、同条第二項を削り、第六十一條の次に次の二條を加える。

第六十一條の二(家事調査官) 各家庭裁判所に通じて別に法律で定める員数の家事調査官を置く。

家事調査官は、第三十一條の三第一項第一号の審判及び調停に必要な調査を掌る。

家事調査官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

第六十一條の三(家事調査官補)

各家庭裁判所に通じて別に法律で定める員数の家事調査官補を置く。

家事調査官補は、上司の命を受けて、家事調査官の事務を補助する。

第六十三條第一項後段を削る。

第六十四條の見出しを「(任免)」に改め、同条中「及び叙級」を削る。

第六十五條中「裁判所書記官補」の下に「家事調査官、家事調査官補、」を加える。

第六十五條の次に次の一條を加える。

第六十五條の二(裁判官以外の裁判所の職員に関する事項) 裁判官以外の裁判所の職員に関する事項については、この法律に定めるものの外、別に法律でこれを定める。

第二条 檢察審査會法(昭和二十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第六号中「裁判所書記官補、」の下に「家事調査官、家事調査官補、」を加える。

第二十條第二項中「二級又は三級の」を削る。

第三条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第十二條第十二号を次のように改める。

十二 裁判官及びその他の裁判所職員

第四條 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九條を次のように改める。

第三十九條 削除

附則

1 この法律のうち、裁判所法第六十五條の二及び国家公務員法第二條の改正規定は昭和二十七年一月一日から、その他の規定は昭和二十六年四月一日から施行する。

2 裁判所法第三十一條の三第二項の改正規定施行前に家庭裁判所に公訴の提起があつた事件については、同項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 各家庭裁判所は、当分の間、最高裁判所の定めるところにより、家事調査官補に家事調査官の職務を行わせることができる。

昭和二十六年三月二十六日印刷

昭和二十六年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 序